

鴻巣都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路中 3・4・12 号榛名通線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の 区間にお ける鉄道 等の交差 の構造	
幹線街路	3・4・12	榛名通線	鴻巣市 鎌塚字 北裏	鴻巣市 南 1 丁 目	鴻巣市 鎌塚 5 丁目	約 1,630m		2 車線	18m		
	構造形式の内訳		鴻巣市 鎌塚 3 丁目	鴻巣市 南 1 丁 目	鴻巣市 吹上本 町 4 丁 目	約 500m	嵩上式	/	24m	J R 高崎 線と立体 交差	
						約 1,130m	地表式		12~ 18m	幹線街路 と平面交 差 3 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

本路線に接続する 3・5・18 号富士見通線が「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成 25 年 6 月）に基づく検証により一部区間を廃止することに伴い、交差点の隅切りが変更となることから、本路線の一部区域を変更するものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、鴻巣都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 鴻巣都市計画区域における位置等

鴻巣都市計画区域は、都心から約50km圏、埼玉県ほぼ中央部に位置しています。また、鴻巣都市計画区域に含まれる土地の区域は、鴻巣市の行政区域の全域です。

【3・4・12号榛名通線】

本路線は、行田市境を起点とし、3・5・18号富士見通線に接続する延長約1,630m、幅員18mの幹線街路です。

II. 変更理由

本路線に接続する3・5・18号富士見通線が「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成25年6月）に基づく検証により一部区間を廃止することに伴い、交差点の隅切りが変更となることから、本路線の一部区域を変更するものです。

III. 変更の内容

名 称	延長	車線数	幅員	変更の内容
3・4・12号 榛名通線	約1,630m	2車線	18m	・一部区域の変更

IV. 関連する都市計画

鴻巣都市計画道路の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 道路（市決定）
- ② 用途地域（市決定）
- ③ 地区計画（市決定）
- ④ 土地区画整理事業（市決定）